

2019年6月9日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
理事 各位

一般社団法人日本アマチュア無線連盟社員有志 (21名)

JA1RTS JH1XUP JJ1WTL JL1HHN JH2DFJ

JL2GBG JN2OFP JO2MLC JA3HBF JA3UWB

JA3WDL JE3DBS JG3QZN JH3GFA JH3IDV

JH3IJY JK3IJQ JL3JRY JJ4QKY JR6IKD

JE8KQR

(コールサインのエリア・アルファベット順) (署名省略)

理事各位への質問書

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、理事各位におかれましてはご高承のとおり、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「JARL」といいます。）社員有志 17名の提案により、2019年6月23日開催予定のJARL第8回定時社員総会（以下「本総会」といいます。）において、「第2号議案 理事高尾義則及び理事日野岳充 解任の件」が審議されることとなりました。

ところで、過日、全社員に送付されました本総会招集通知には、解任対象とされている高尾義則会長、日野岳充専務理事ほか計4名の連名による、「社員提案に対する反対意見について」と題する文書が同封されておりました。同文書に記載された反対意見の中には、「理事会」での議論・決議を経ている等の記載が随所に見られますが、社員有志がうかがい知る認識と異なっております。

そこで、私たち社員有志は、理事の皆様に対し個別にご認識・ご意見を伺いたく、本質問書をお送りします。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、別紙のご質問にお答えいただきたくお願い申し上げます。ご回答は、**2019年6月16日（日）までに（できたら6月12日（水）までに）**、以下のいずれかの方法でご返送いただけましたら幸いです。

- (1) 本Wordファイルに直接ご入力頂き、社員有志のメールアドレス

「JARL201906@gmail.com」にご返送頂く。

- (2) プリントアウトして頂き、手書きでご記入の上、社員有志事務局（〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 山内貴博 宛）にご郵送頂く。

なお、別紙のご質問は、後日、総会における社員有志からの準備書面に盛り込む予定ですが、当日の議長の采配により、審議の時間も限られている等の理由で、理事各位のご認識・ご意見を個別に伺う機会が設けられない恐れがあります。そこで、審議の時間を短縮するために、いただいたご回答は、社員有志のホームページ「<http://jarl2019.ichi-matsu.net/>」を通じて、本総会に先だって社員各位にご提供し、各議案に対する社員各位の賛否を決めるに当たっての有用な資料として役立てていただきたいと思いますと考えております。

理事におかれましては、理事の忠実義務（JARL に対する忠実義務であって、会長・専務理事に対する忠実義務ではありません。一般社団財団法人法第 83 条）及び社員総会における理事の説明義務（同法第 53 条）に鑑み、別紙のご質問にお答え下さいますよう、何卒よろしくお願い致します。

敬具

ご参考：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（忠実義務）

第八十三条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（理事等の説明義務）

第五十三条 理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(別紙)

高尾義則会長、日野岳充専務理事ほか計4名の連名による、「社員提案に対する反対意見について」と題する文書（以下「本文書」といいます。）が全社員に送付されました。

1. 本文書が全社員に送付されることを、事前に承知していらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

2. 本文書の内容を、事前にお読みになっていらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

3. 2019年5月24日に開催された第44回理事会報告によれば、同理事会では、「理事会として反対の意思表示をしては等の意見があった」とのことですが、この意見に対し、どのような意見がかわされたのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

4. 最終的には、今回の社員提案に対する理事会としての意見は付さないことになったのでしょうか。

(ご回答) 付さないことになった いいえ

(「いいえ」であれば、具体的な状況をお聞かせください。)

本文書 4 頁に、「JARL 広報大使の任命につきましては、理事会でご報告させていただき理事全員の賛同をいただいております。」とあります。

5. 「広報大使」なる役職を設けるか否か、その人選等については、JARL にとって重要な事項であり、理事会の事前の議論と決議が必要と思われます（法第 90 条 4 項の「重要な使用人の選任及び解任」またはそれに準ずる者に該当し、理事会の決議を経なければならないものとも思われます。）が、JARL 広報大使の任命について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。

（ご回答） はい いいえ

6. JARL 広報大使の任命について、「理事全員の賛同をいただいております。」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

（ご回答） はい いいえ

7. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

（ご回答） はい いいえ

本文書 5 頁に、「Radio JARL. com のラジオ番組につきましても、開始するにあたり、事前の理事会で計画をご説明させていただき理事全員に賛同をいただき開始しました。」とあります。同番組は、2019 年 1 月から開始されました。

8. 「Radio JARL. com のラジオ番組」の開始について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。ここで、「事前の」とは、理事会で異論が出れば番組を中止できる程度に事前の報告・提案を意味します。

(ご回答) はい いいえ

(「はい」であれば、具体的な状況・時期をお聞かせください。)

9. 「Radio JARL. com のラジオ番組」の開始について、「理事全員に賛同をいただき」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

10. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

本文書 6 頁に、「QSL ビューローに対しては、これら長年の貢献に対して、表彰規程に基づき感謝の意を表明したもので、規定に従い業務執行として行った表彰であります。」とあります。ところで、JARL 表彰規程第 3 条は、「表彰は、理事会が必要と認めたときに行う。」と規定しており、同第 4 条に定める理事、地方本部長及び支部長の推薦に基づき、第 5 条に基づく理事会への付議・審査を経て行われるのが原則としています。

11. QSL ビューローに対する表彰について、理事、地方本部長または支部長の推薦はあったのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

12. QSL ビューローに対する表彰について、理事会への事前の付議・審査はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

なお、JARL 表彰規程第 6 条は、会長は、一定の場合に限り、必要と認めたときは、理事会への事前の付議・審査なしに表彰を行うことができると定めていますが、その場合は、直近の理事会にその旨報告するものとする規定しています。

13. 上記表彰規程第 6 条は、理事会への事前の付議・審査を経る時間がないごく例外的な場合にのみ発動されるべきと考えますが、QSL ビューローに対する表彰は、そのような事案に当たるとお考えでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

14. QSL ビューローに対する表彰は、直近の理事会に報告されたのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

本文書 8 頁には、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを理事会の席上のみならず常日頃から慎重に考え検討し、各方面にご意見を伺いながら実施いたしております。」とあります。

15. 会長及び専務理事は、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを・・・慎重に考え検討し」ていると思われませんか。

(ご回答) はい いいえ

(「はい」であれば、その具体例をお聞かせください。)

本文書 8 頁には、「また、理事会運営につきましても、理事会は自由に発言できる場です。理事からの問いかけに、この場では発言したくないと発言を拒否した理事がありましたが、議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」

16. 実際に、「理事会は自由に発言できる場」として運用されているのでしょうか。会長が、「議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」というのは事実ですか。

(ご回答) 事実である 事実ではない

(「事実ではない」であれば、その具体的な状況をお聞かせください。)

本文書の 1 頁には、今回の社員提案について「対外的にも多大な迷惑を及ぼし、これまで構築してきた多くの信頼関係をも壊す極めて乱暴な措置であります。」とあります。

17. 現会長及び専務理事は、アマチュア無線に関する諸団体からどのように評価されているのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

本文書の 1 頁には、「第 2 号議案の社員提案に対して断固反対いたします。」とあります。

18. 理事におかれまして、今回の社員提案に対し反対されますか。賛成されますか。それとも社員総会の判断に委ねられますか。

(ご回答) 反対する

賛成する

社員総会の判断に委ねる。

19. その他、今回の社員総会にあたり、社員及び JARL 会員にお伝えになりたいことがあれば、ご記載下さい。
(ご回答)

以上、ご回答ありがとうございました。